# 議会改革検討委員会会議録

令和４年４月21日

---

本日の会議に付した事件

〇協議事項

諮問事項の取扱い等について

今後のスケジュール（案）について

検討項目について

議員提案政策条例の体制づくりについて

議員定数について

政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

委員会におけるオンライン会議の導入について

予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

陳情の取扱いについて

次回の開催日程について

---

出席委員（７名）

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 加藤仁司 | 君 |
| 副委員長 | 安野裕子 | 君 |
| 委員 | 篠原弘 | 君 |
| 委員 | 鈴木紀雄 | 君 |
| 委員 | 楊隆子 | 君 |
| 委員 | 田中利恵子 | 君 |
| 委員 | 俵鋼太郎 | 君 |

---

事務局職員出席者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事　務　局　長 | 柏 | 木 | 敏 | 幸 |
| 副 事 務 局 長 | 室 | 伏 | 正 | 彦 |
| 議事調査担当課長 | 髙 | 橋 | 洋 | 子 |
| 議 事 調 査 係 長 | 小 | 林 | 正 | 佳 |
| 総　務　係　長 | 城 | 所 | 淳 | 子 |
| 議 事 調 査 係 長 | 橋 | 本 | | 昇 |
| 書　　　　記 | 本 | 多 | 翔 | 悟 |

---

午前　９時５８分　　　　　　再開

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　それでは、定刻少し前ではありますけれども、ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和４年２月25日に引き続きまして、第４回目の委員会となります。

会議に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉は開放するとともに、小まめに換気を行います。

また、傍聴につきましては、一般傍聴及び議員各位におかれましても、自粛をお願いしておりますので、御承知おきください。

本日の議題は、提出事項のとおりであります。

お手元の提出事項に従いまして進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　御異議もありませんので、そのとおりに進めさせていただきます。

---

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　それでは、議事を進めてまいります。

初めに、協議事項の（１）諮問事項の取扱い等についてを議題といたします。

資料１を御覧ください。こちらで、前回までの本委員会での協議結果の振り返りを行わせていただきます。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　それでは御説明させていただきます。資料１を御覧ください。

こちらは、全17件の諮問事項に対する前回第３回の本委員会での協議結果を一覧にしたものでございます。

「第３回委員会の協議結果」の欄を御覧ください。前回の協議の結果、「さらに具体な協議を行う」となった９件につきましては「協議」、「現状の扱いのままとする」となった８件につきましては「現状」とそれぞれ表記し、「協議」となったものは網かけにしてございます。

「第４回委員会における資料番号」の欄につきましては、本日の本委員会における資料番号を記載してございます。なお、こちらにつきましては、協議事項の（２）におきまして、改めて御説明させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　書記の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　質疑もありませんので、質疑を終わります。

前回までの振り返りにつきましては、書記の説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　それでは、正副委員長としましては、前回までの協議結果に基づきまして、諮問事項１、２、６及び９から14の９件につきまして、他の委員会に具体的協議を委任するのではなく、本委員会で協議を進めていきたいと思いますが、意見のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　それでは、意見もありませんので、これで終わります。

それでは、諮問事項１、２、６及び９から14の９件につきましては、他の委員会に具体的協議を委任するのではなく、本委員会で協議を進めることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、協議事項の（１）諮問事項の取扱い等についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　次に、協議事項の（２）今後のスケジュール(案)についてを議題といたします。

　それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　　それでは御説明させていただきます。資料２と併せて先ほどの資料１も御覧ください。

　資料２の「工程」の欄に記載のとおり全13回の工程を予定しておりますが、委員会の開催につきましては、丸数字のとおりおおむね月１回ペースでの開催を予定してございます。なお、太枠で囲まれている①～③につきましては、終了している工程でございます。

　工程の④、本日、令和４年４月21日（第４回）を基に具体的に御説明させていただきますので、併せて資料１を御覧ください。「主な開催内容」の欄に記載のとおり、検討項目１、２、６、12、13、こちらは資料１の「第４回委員会における資料番号」の欄に資料番号が記載されている諮問事項と同一のものとなっておりまして、本日は、こちらを御協議いただきたく存じます。また、検討項目12「委員会におけるオンライン会議の導入について」につきましては、本日、方向性を決定していただきたく存じます。

　なお、資料１に資料番号の記載のない検討項目９から11及び14につきましては、もう少し論点や課題等を整理させていただいてから、資料等を御提示させていただきたく考えておりますので、次回以降に御協議いただきたく存じます。

　工程の⑤、第５回以降におきましても、ただいま御説明させていただいたとおり、主な開催内容に従いまして、開催させていただきたく存じます。

　最後に、工程の８でございますが、令和４年６月下旬頃に、議長へ中間答申を提出させていただきたく考えてございます。中間答申する検討項目につきましては、工程の⑤、第５回の本委員会におきまして、抽出する予定でございますが、現時点では、検討項目６、12、13が想定されるものでございます。なお、議長への最終答申の提出につきましては、工程の13、令和４年10月中旬～下旬頃を予定してございます。

　説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　書記の説明が終わりました。

　質疑のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　それでは、質疑もございませんので、質疑を終ります。

それでは、正副委員長といたしましては、本委員会は今後、原則として資料２のスケジュールのとおり進めていきたいと思いますが、これに意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　意見もありませんので、これで終わります。

それでは、本委員会は今後、原則として資料２のとおりのスケジュールで進めることにしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　御異議もありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、協議事項の（２）今後のスケジュール（案）についてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　次に、協議事項の（３）検討項目についてに入ります。

先ほど、協議事項の（２）でお認めいただきましたとおり、本日の本委員会では、検討項目のア、イ、ウ、キ、クの５件の協議とさせていただきます。５件の各項目についての本日の取扱いですが、ア、イ、ウ、クの４件は会派持ち帰り、キは方向性を決定させていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検討項目についてのア　議員提案政策条例の体制づくりについてを議題といたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　それでは御説明させていただきます。資料３を御覧ください。

「１　諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「２　本市議会の現状と課題」でございますが、本市議会の現状では、議員提案政策条例を策定する際に、過去の事例を参照し大別すると、二通りのパターンがございました。

一つ目が、議員提出議案（議員提出）を契機とするものでございます。事例としましては、「小田原市林道管理条例」や「小田原市深夜花火規制条例」がございます。この２件は、既存の常任委員会へ付託した事例でございますが、このパターンの課題としましては、ただでさえ議案審査等を担う多忙な常任委員会へ付託することにより、一度に集中した効

率的な審査を行うことができないことや、事前に意見交換や協議をする体制がないことから、委員会審査が複数回にわたり、委員の皆様の負担が増えることが挙げられます。

二つ目は裏面の２ページでございますが、答申を契機とするものでございます。事例としましては、議会改革推進委員会の答申に基づく議会基本条例の制定でございます。この件は、特別委員会を設置した事例でございますが、このパターンの課題としましては、特別委員会設置の要否についての協議からスタートしなければならないことにより、すぐに課題の調査に取りかかることができず、機動性に欠けることが挙げられます。

その他の事例（所管事務調査）における課題でございますが、既存の常任委員会では、その所管に属する部局への調査が基本となるため、執行部を横断的に調査することが難しいことが挙げられます。現在、建設経済常任委員会で実施している所管事務調査「地域経済振興施策について」におきましても、執行部を横断的に調査する必要性が感じられてございます。執行部を横断的に調査できるように特別委員会を設置する方法もありますが、先ほど御説明させていただいたとおり機動性に欠けるという課題がございます。

３ページを御覧ください。「３　県内他市の状況」でございます。まず、①～④の区分について御説明させていただきます。①現在の議員の任期中に政策型議員提案条例の提出実績がある市は19市中４市でございました。②政策型議員提案条例または政策提言に向けた取組事例や体制がある市は19市中13市でございました。③ただいまの①及び②の両方に該当する市は19市中２市、④ただいまの①及び②のどちらにも該当しない市は19市中６市でございました。

次に、同じく３ページの表の中から、幾つかの市をピックアップして御説明させていただきます。横浜市では議会局への法制等担当の配置、横須賀市では政策検討会議の設置があり、それぞれ現在の議員の任期中に２件の政策型議員提案条例の提出実績があることから、区分は③となってございます。

川崎市では政策担当者会議の設置、相模原市では設置事例はないものの政策検討会議の設置が可能ですが、それぞれ現在の議員の任期中に政策型議員提案条例の提出実績がないことから、区分は②となってございます。

綾瀬市と本市は、区分①となってございます。

４ページを御覧ください。「４　参考情報」としまして、地方自治法における議案提出権の規定を記載してございます。

５ページを御覧ください。本市の事例としまして、「議員提案政策条例等の状況」と

「所管事務調査からの提言」を記載してございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】　五つほどありますので、最初に三つ質疑をいたします。

まず、１ページ、下から３行目に「一度に集中した効率的な審査を行うことができないことや」とあるのですが、どういう審査をできることが望ましいと考えているのか伺います。

それから、「事前に意見交換や協議をする体制がないことから」とあるのですが、これはなぜ、事前に意見交換や協議をするための体制づくりが必要と考えているのか伺います。

三つ目に「委員会審査が複数回にわたり、委員の皆様の負担が増えることが挙げられる」とあるのですが、これはどなたが負担が増えたと申し述べられているのか、そのように評価していることについてどのようになっているのか伺います。

取りあえず以上３点です。

○書記【本多翔悟君】　まず一つ目の「一度に集中した効率的な審査を行うことができないこと」というところの、どのような形が望ましいのかという御質問でございます。既存の常任委員会では、こちらの御説明にもありますとおり、議案審査、陳情審査、報告事項等、多岐にわたっていろいろな項目といいますか案件を担ってございます。そういった中で、例えば議員提出議案に特化して調査ですとか審査をできるような委員会や体制づくりをすることができれば、その案件に集中して効率的に審査を行うことができるという意味でこのように記載をさせていただいたものでございます。

二つ目の「事前に意見交換や協議をする体制がないこと」というところの、なぜ体制や取組が必要かという御質問に関してでございます。こちらは例えば事前に会派を超えて意見交換や協議をする体制があれば、議案として提出する前に、各会派の方の御意見ですとか、いろいろな多岐にわたる御意見等をある程度集約した段階で提出することができるため、その後の調査や審査が円滑になることが考えられるものでございます。

三つ目の「委員会審査が複数回にわたり、委員の皆様の負担が増えること」に関する御質問でございますが、こちらは、特定の方から負担が増えるというようなお話をいただいたわけではなく、私のほうで資料を作成させていただいている際に、そのように感じたこ

ともございまして、このような記載をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員【田中利恵子君】　一つ目のところです。集中した協議ができるということなのですが、これまでも、議案提出されたものについて常任委員会において集中して協議をしてきたという、そういう記憶がございます。なので、特別、先ほどの御説明では少し不十分かなと捉えました。

それから、会派間を超えて会派の意見を聞くことができてまとまりやすいということなのですが、これについても、それでは常任委員会でそうした意見が活発に出されてまとまりにくかったかといえば、そういうこともないと記憶しておりますので、そうとばかりは言えないのではないかと受け止めました。

三つ目については、いろいろと調査する中で、そう感じたという書記のその思いについては理解いたしました。

以上を申し上げておきます。

○委員長【加藤仁司君】　いいですか。もう二つありますよね。

○委員【田中利恵子君】　委員長、御丁寧にありがとうございます。

もう二つです。２ページの下から８行目のところです。「すぐに課題の調査に取りかかることができず、機動性に欠ける」ということなのですが、これもどなたがそのように評価されているのか伺います。

それと、これは下から４行目なのですが、「執行部を横断的に調査することが難しい」ということなのですが、これまでも必要とする執行部の同席を求めるなどしてきた経緯もございますし、そういう方策もございます。なので、こういうふうに評価してしまってよいのかなというところで疑問を持ちますが、それについては何か御所見があれば伺います。

○書記【本多翔悟君】　四つ目の「すぐに課題の調査に取りかかることができず、機動性に欠ける」ということの御質問でございますが、こちらも、特定のどなたかからこのような御意見をいただいたわけではございません。私が資料作成しているときにいろいろ分析をさせていただきまして感じたところでございます。例えば、御紹介させていただきました議会基本条例の制定につきましては、恐らく皆様、総論として共通の思いはお持ちだったと思いますが、案件によっては、議員の中には特別委員会は要らないのではないかというようなお考えを持つ方もいらっしゃると思います。その際には、特別委員会設置の要否についての協議からスタートしなければならなくなりますし、また、機動

性に欠けるというところにつきましても、特別委員会の場合は本会議での御指名等も必要となってございますので、そういった意味でこのように書かせていただいたところでございます。

五つ目の「執行部を横断的に調査することが難しい」というところでございますが、確かに田中委員のおっしゃるとおり、これまでも必要に応じて部局を飛び越えて執行部をお呼びして調査をしたという事例もあると思いますが、その際に、スケジュールの調整ですとか御提出いただく資料の調整ですとか、そういったことでかなり時間を要しているという現状もございます。そういった意味で「執行部を横断的に調査することが難しい」というふうに記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〇委員【田中利恵子君】　その２ページの②の「答申を契機とするもの」ということで、いろいろとそこに示されておりますけれども、その議会基本条例の制定は、議会の本質が問われるもので、その条例制定に向けた協議をしてまいりましょうと、こういう案件なのですよね。まさに先ほど書記も言われましたが、案件の中身によってこれまでも小田原市議会としては、これは特別委員会を設置したほうがいいのではないかなど、そういう協議を行って、その結果、特別委員会を設置してきたということになっていると思うのです。なので、そういうことを考えますと、②の答申を契機とした方向性というのは、慎重に考えていかなければならないのではないかなと、今は捉えております。ということだけ申し上げて、終わります。

〇委員長【加藤仁司君】　今の田中委員のほうで最初の質問で言われていた、１ページの「一度に集中した効率的な審査を行うことができないことや」という、そのできないと断定していること自体がおかしいのではないかという指摘がありました。それで、現状の中でもできるのではないのということなので、これは雰囲気的には「できにくい」というような、断定ではなくて、そこにはしにくい面があるというような、そのような感じの解釈を今質疑を聞いていて思ったのですけれども、そういう形で変えたほうがよろしいですか。断定しない形に。

〇委員【田中利恵子君】　委員長がお察ししていただいたことはよいと思うのですが、ただ、私の観点からすると、これはできないというほうになりますので、このままでよろしいと思います。

〇委員長【加藤仁司君】　質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

この検討項目につきましては、正副委員長としましては、引き続き次回の本委員会でも協議した上で、次々会の本委員会で方向性を決定していきたいと考えております。

その点も踏まえての協議をお願いしたいと思います。

議員提案政策条例の体制づくりについて、どのように考えるか御意見を伺いたいと思います。

田中委員からも御意見をいただきましたけれども、追加の調査、また資料等も含めて御意見のある方は挙手を願います。

追加の資料とかはよろしいですか。例えば横浜市とか横須賀市がいろいろな形で、例えば横須賀市あたりが政策検討会議を置いているとなっていますけれども、ここのもう少し詳しい内容とか、まだその点やってはいないと思いますが。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　　　これについて会派に持ち帰って協議することはいいことだと思うのだけれど、漠然と、ではどうしたらいいのですかと聞かれても、実は非常に困るところがあって、例えば何パターンか、こういうパターンがほかの事例であります、あります、あります、あります、このメリットは何です、デメリットは何ですというような一覧表があれば、こういった形が一番進めやすいのではないかという判断材料になると思うのですよ。そういった表というのは作ることは可能ですか、事務局。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　　　ただいま御提案いただきました資料につきまして、御用意をさせていただくことは可能でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　取りあえず調査票の中に、今、俵委員のほうで言われた部分を表にした形で各会派にお渡しして、そこに送ってもらうという形で考えています。よろしいですか。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　　はい。

○委員【田中利恵子君】　　　　　　　先ほど質疑をいたしましたが、まとめて意見として申し上げておきたいと思います。

結論から申し上げますと、既存の常任委員会という協議の場がございますので、私どもとしては、そこで今後も積極的に協議を行っていくという、こういうことに尽きると考えております。

以上です。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　　協議の場はどこであるかというのも確かにあると思うのですよ。常任委員会なのか、特別委員会なのか。それと同時に、それと付随してく

るのかな、どうやって提出するのだという。提出はもともと本会議、条例で出した場合に、受け取り側のところだけ考えればいいのか、また、要するに提出すると同時に、何というのかな、順番と方法論、例えば今でも議員が何人か集まれば出せますよね。出したときに、ではどこで受け取るのかを今、本会議でさばいて付託していくのかな。形としてはそうなるんだよね、たしか。それが付託ではなくて即決というのだってできなくはないわけでしょう。その辺のさばきをやるそこの機関が必要なのかどうなのかという。何だろうな。そもそも、今のルールの中で何が問題かというところが正直言うとあまり見えてないのですよ。見えてないので、今の形では何が悪いのか、どこを直さないといけないというのが、正直言って明確に見えてこないのですよね。だから、ほかのところがいろいろなパターンがあるのであれば、それを参考に見たいというところなのだけれど。ごめん、うまくまとまらないのだけれど、何を協議すればいいのか。もう極論。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　事務局のほうからお願いいたします。

○議事調査担当課長【髙橋洋子君】　　この案件の論点の部分でございますけれども、冒頭のところに提案理由もございますけれども、基本的には議員各自が一般質問等あるいは委員会審査等をする中で、疑問に思われている政策的な提言みたいなものを、個人が種をお持ちになっていても、それがそのまま種のまま終わってしまって、発芽、実を結ぶということがなかなか本市議会ではこれまでなかったと。事務局におりましても、こういう政策提言ができないかというような御相談を議員個人から受けるようなことはございますけれども、それが政策提言、実際のほうに結びつくというようなことになかなかならなかったという現実がございます。そういった中、他市の状況などを見ていきますと、それを整理して一定、政策提言あるいは条例提案に結びつけていくような体制を持っているところがあります。それが常設だったり都度だったり、それはそれぞれなのですけれども。ただ、そういった受皿的な、各議員が持っている種を受皿的に受け止めて、提案に結びつけていくような仕組みというか体制みたいなものが、本市議会にもあったらいいのではないかという、そういったところの思いから、この議題の提案がされているのだと認識しておりますので、どちらかといえば受け止める体制をいかに整備するか、整備が必要か必要でないか、どう整備するかという話をしていただくというのが本件の論点かというふうに、こちらとしては認識しているところでございます。

　以上です。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　今の説明で少し気になったというか、条例提案と

政策提案というのは多分性質が別だと思うのよ。要するに、条例提案というのは条例をつくりましょうという提案だけれど、政策提案というのはこういうことをやっていきましょうという提案でしょう。これは受皿が違うのではないか。それは別に考えなければいけないのではないかなと思うのだけれど。

○議事調査担当課長【髙橋洋子君】　　それにつきましてもいろいろ御意見はあるとは思っております。ただ、今、先んじてやっています、建設経済常任委員会のほうでやっております地域経済の振興、あちらについてもそれの出していく結論としては、例えば条例をつくったほうがいいだとか、あるいは市のほうにこういうことをしたほうがいいのではないかという、政策提言というか意見の提案みたいな形で出していく、表に出していくという形としては、いろいろなタイプが考えられると思っておりまして、今回、今検討しようとしています体制におきましても、必ずしも条例をつくるためだけの組織であってもなくてもと、今そういうところかなというふうには思っているところでございます。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　ということは、政策提案の先に条例提案があるという考え方の中で、まずは政策を、要するに議会側からの政策を受け入れる機関が必要ではないかという、そういう考え方でいいのかな。そこが受け取って、もんだ中で、ではこれは条例提案にしていきましょうとか、または政策提案で行政側に言っていこうと、そういうさばきになるのかな、考え方として。

○議事調査担当課長【髙橋洋子君】　　タイトルが条例の体制づくりになっておりますので、基本的には、条例がつくれるような市議会になりましょうというと変ですけれども、そういう体制を整備して、いつでも必要に応じて政策条例が出せるような体制ができていたらいいのではないかというのが基本的にはございます。ただ、協議を進めていく中で、それの手前の政策提言、そもそもそこからというところもあるかと存じますし、その辺のところについては今後の協議なのかなと思うところでございます。

　以上です。

○副事務局長【室伏正彦君】　　　　少し整理をさせていただきます。

　今回、この検討項目は、議員提案政策条例の体制づくりというふうなことでございます。それで、俵委員がおっしゃっているように、今でも議員提出議案ということで３人以上の方が連名で条例案を議長に提出して本会議に提案されれば、それはそれで進みます。先ほどおっしゃっていられたように、委員会に付託するのか即決されるのか、それはそれであります。今回の件、これはなぜこういうふうなことになったかというと、各議員が政策条

例をつくりたいという思いがあっても、それがなかなか実に結びつかないというふうな話がございました。実際に条例案をつくって本会議に出せばいいのですけれども、ただそれだとなかなかうまくいかない。所管とかの考えだとか、あるいはほかの議員の考え方があって、いろいろあってなかなかうまくいかないということで、例えばほかの市議会などは、２年間に一遍とか４年間に一遍、各会派から条例案みたいなものを出す、あるいは政策案みたいなものを出す、それを条例として具現化するみたいな体制をつくって、それで例えばその議会で４年間に１本つくってみましょうとか、そういったことでございまして、ですから体制づくり、あくまでも条例などをつくるための体制づくりを今回検討したらどうかというふうなことでございます。ですから、俵委員おっしゃるように、今もやろうと思えば簡単にできるわけですけれども、その前の段階の前さばきの体制づくりということで、今回議題に上がっているということでございます。

以上でございます。

〇委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　言っているのは分かるのだけれど、具体的なところが見えないというのが、どうも説明が乏しいというか、分かりにくいところがあるので、資料は用意してもらいたい。

〇委員長【加藤仁司君】　　　　　　資料は用意というか、必要なものはしますけれども、ほかに皆さん、何か御意見等がありましたら。

〇委員【篠原　弘君】　　　　　　今、副事務局長のほうからお話がありました。もう一度、間違えるといけない大切な部分なので確認させていただきますけれども、地方自治法では、議員の議案提出権と委員会としての議案提出権があるではないですか。それはそのまま残る。その地方自治法に基づいて提出するものについては、それはそれで進んでいくという理解でよろしいということですね。そうですね。

それで、今御提案いただいているのは、件名が議員提案政策条例の体制づくりになっていますが、これは議員提案政策条例の支援体制づくりということでいいのでしょうか。これは支援が入ると入っていないとでは全然違うのですよね。そういうことでよろしいか。そこだけもう一度確認させてください。

〇副事務局長【室伏正彦君】　　　　今、支援というふうなことですよねというところです。今おっしゃるとおりです。事務局としてはそういうふうな形で支援をするというところですが、ただ、各議員がたくさん出されても整理をしないといけないという問題がございます。では、それをどういうような形で整理をするか。例えばこういうような会議体

の中で、これとこれとこれにしようねとか、あるいはこれ一本にしようねとか、事務局としては当然支援をしますけれども、それを例えば選択するのは議員が集まった会議体というふうな考え方もあろうかと思います。これはその体制づくりということなので、これからの議論になってくると思いますが、事務局としては当然、支援をするというふうな気持ちというか考え方のものはございます。

以上でございます。

○委員【田中利恵子君】　　　　　　先ほど事務局から説明がございましたけれども、議員が政策提案して種をまいてもなかなか実に結びつかないということを言われましたけれど、まあまあそういうこともあろうかと思います。ただ、そんなに簡単に、議員提案したからといって右から左にそれがかなうということは、なかなか考えられないものですよ。

それで、小田原市深夜花火規制条例、私はこれを議論した覚えがあるのですけれど、これは可決成立いたしました。このときの議論をしたことも覚えているのですが、なかなかやはりこの議案に対して活発な意見が出されて、最終的に本会議では可決になったということで、ですから実に結びつくこともあるので、ここは否定した感じでこの体制づくりということについて臨まないで、ぜひ前向きな感じで捉えて、これからもこの場所で議論していく必要性があるのかなと思いましたが、それについて、委員長、副委員長、何か御所見がありましたらお伺いしたいのです。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　今、田中委員からのお話のとおり、今日は取りあえず御意見をいただいた上で、それで次回協議しますので、また、各会派の皆さんも、今日皆さんからいただいたものを踏まえて協議してくると思いますので、それを待ちたいと思います。

○副委員長【安野裕子君】　　　　　御指名いただきましてありがとうございます。

それぞれの議員の方々がこんなような政策をもっと進めたほうがいいのではないかなとか、そのためには条例制定をしたほうがいいのではないかとか、いろいろな各自の思いというのがあるとは思うのです。多分、この体制づくりができれば、そういう思いをまず出し合う場というものができるのではないかなというふうに、私は、この体制づくりについてはそのような解釈をしております。今までどおりの手続で条例提案も可能です。ですけれど、そこまで熟成はしていないけれども、でもこのようなことをどうかなという、先ほど事務局から前さばき的というような説明もありましたけれど、各自が持っている思いというものを出し合う、そういう機会があってもいいのではないか。また、みんなでそうい

うことを共有する場があってもいいのではないかなというような、そんなふうに私は捉えております。

田中委員、こんなようなことでよろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】　　　　　　　はい。

○委員【楊　隆子君】　　　　　　　今回のこの検討項目の中で、事前に読んでいたときに、一番つかみにくいというか分かりにくい部分もあったのですけれど、議員の質問とか事務局の説明で、何となくイメージというか分かってきた感じがしますが、会派に戻って皆さんにこれについてどう思うかというときに、先ほど俵委員がおっしゃったように、事例とかメリットとかデメリットとか、何を求めていくというものを少し明確にしていただけると、何となく聞いているとおぼろげながら分かるのですけれど、きちっとした会派としての考え方を示すのも難しいかなと。小松さんが議員としてこういうことをされていたのだとか、いろいろなことがこれを読んで分かって聞いていたのですけれど、そうだったのだと。このような回数でやられたのだとか、いろいろ分かったのですけれど、やはりこれだけだと分かりにくい部分があるので、次に向かっての、28日に提出の前にぜひ書類をいただければなと思いました。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】　　　　　　　いろいろとお話をお伺いしていて、私もまだ少し混乱しているようなところもあるのですけれども、要するに、篠原委員が言われたような今までの形のものは、当然、市議会議員として提案することは可能であるし、そういう体制もあると思う。ただ、今お話しされていた、事務局がおっしゃったような、政策の種を持っているけれども、それを条例化するための体制がないので、それが実現されていかない、実らせるという方法がなかなか見つからない。ということは、ある意味、議員なり何なりが、政策の種を前さばきとして事務局とどう打合せをして、どう実現、あるいは条例なり政策に結びつけていくかということの一つなのかなと思っているのです。それがここでいくと、もう提案されたものを委員会のほうで審査するとか、そういうときのものと何か混乱があるような感じがしているのですけれども、そこをしっかりと事前に提案する前のものとして調査研究をする体制をどうしていくかという形を一つまずは検討する必要があるのかなと。それは一つ条例化という形で提案されてきたものをどういう形で審議をしていくか、その辺のところの区分をきちんとしていかないと、今、私自身が混乱してしまっているのかどうか、その辺も整理していく必要もあるかなと、聞いていて思った次第で

す。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】　今の点、事務局のほうで何か答弁とかありますか。

○副事務局長【室伏正彦君】　今の鈴木委員のおっしゃるとおりです。それで、今いろいろお聞きしていると、確かに資料的に少し不足していたなと思っています。どんなふうな具体的な方法をほかの市議会でやっているのかということがあれば、ではこんなふうにすればいいというふうなことが分かりやすさとしてあると思っています。今、委員長のほうでお諮りしていただいて、資料をこの次にお出しするようなことができると思いますので、それを見ていただけると、もっとよりよく、分かりやすく、こんなふうなことを考えているのだなというふうなことを皆様に御理解いただけるかなと思っております。

以上でございます。

○委員【篠原　弘君】　今御説明いただきましたけれども、整理の仕方として一つ提案なのですけれども、今回持ち帰りなのですが、議員提案政策条例の支援体制づくりを設置するかどうかということをまず持ち帰りしていただいて、体制づくりがやはり必要だな、支援体制づくりが必要だなということであれば、その支援体制づくりについて、どう進めるかという議論を進めていったほうがよろしいかと思うのです。是か非かのところに体制づくりまで入ってくると非常に分かりにくくなりますので、まずそこの整理をしてから具体的にどう進めるかということを議論したほうが分かりやすいのではないかと思います。意見です。

○委員長【加藤仁司君】　今の篠原委員の御意見を参考に資料を作っていきたいと思います。確かに皆さんから御意見をいただいたように、イメージがまだつかみにくいというか描きにくいような状態だったので、まず分かりやすい資料を作ること、そして、その資料を見ていただきながら各会派の御意向をまた調査票に書いて出していただくと、そのような形にしていきたいと思っております。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　それでは、意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、この検討項目につきましては、これから追加資料を作成し、そして調査票を提出していただきながら、次回の本委員会で再度協議を行うということで御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのア　議員提案政策条例の体制づくりについてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　次に、検討項目についてのイ　議員定数についてを議題といたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　それでは御説明させていただきます。資料4-1を御覧ください。

県内19市の議員定数に関する情報でございます。朱書きの市におきましては、人口が15万人～30万人に位置しており、本市と人口規模が近い自治体でございます。傾向を申し上げますと、本市より人口が少なければ議員定数も少なく、本市より人口が多ければ議員定数も多くなってございますが、平塚市におかれましては、本市より人口が多いものの議員定数は少ない状況にございます。

次に、資料4-2を御覧ください。こちらは、全国市議会議長会による市議会議員定数に関する調査結果でございます。左側が「前回における議員定数の検討時点で用いた調査年」、右側が「今回における議員定数の検討時点での最新年度」のものとなってございます。

右側の「２　全国815市の市議会議員の定数の状況」を御覧ください。こちらの記載のとおり、「今回と前年を比較すると、議員定数は43人減となっているが、１市当たり平均に増減はない」とのことでございます。続きまして、「表４　人口段階別にみた市議会議員の定数の状況」を御覧ください。こちらの表の人口段階「10万～20万未満」を参照しますと、１市当たり平均が前回では26.0人だったものの、今回は25.5人と微減となってございます。

次に、資料4-3を御覧ください。こちらは、過去における議員定数の検討状況でございます。平成22年の代表者会議、平成26年の議会改革検討委員会、平成30年の議会改革推進委員会の情報を記載してございます。１ページ中段から４ページまでは、それぞれの会議での御意見を（１）住民代表機能の維持、（２）執行部に対する監視機能・政策提言機能

の強化、（３）これまでの削減実績、（４）類似都市との比較による妥当性という四つの区分から記載してございます。なお、１ページ中ほどに記載してございますが、これら四つの区分は、代表者会議での６回にわたる議論を経て平成22年11月に公表されました「議員定数の在り方に関する検討結果」に基づいてございまして、過去に議員定数を検討した際にも用いられているものでございます。

なお、５ページにはその他の意見、６、７ページには総合的な判断としての意見を記載してございます。

次に、資料4-4を御覧ください。こちらは、小田原市議会議員選挙における定数及び候補者数を、平成31年４月21日執行の選挙から過去に遡る形で記載したものでございます。

次に、資料4-5を御覧ください。こちらは、本日、会派にお持ち帰りいただく際の調査票でございます。提出期限は、現時点では令和４年４月28日木曜日の正午とさせていただきたく、そのように記載してございます。

説明は以上でございます。

〇委員長【加藤仁司君】　説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

〇委員【田中利恵子君】　資料4-4なのですが、定数、それから候補者数とあるのですけれど、この資料は何のために、どういうことに役立つので資料としたのか伺います。

〇委員長【加藤仁司君】　これについては、こちらのほうで事前に、別に要求はなかったのですが、現状という形を表したかった。必要なければ必要ないでいいのですが、取りあえず要求があって出すというよりも、事前にこういうようなことも現実としてありますという形でただ資料を出させていただいたので、それ以上の目的と云々はありません。

〇委員【田中利恵子君】　今の御説明は分かりましたけれど、その候補者数と定数、これはどのように見ていただければ、資料を提出したことがよかったと、そんなふうに考えていらっしゃるのか。候補者数と定数の見方を伺います。

〇委員長【加藤仁司君】　定数の変遷につきましては、この資料に書いてありますので、例えば、議員の数を減員したとかいったときの候補者数はどうだったのかとか、前回の部分では候補者数がかなり多かったわけなのですけれども、そういったことと定数の減というか、今まで削減したことの関連性があるかどうかは、それは見た方の解釈

であって、こちらとすればあくまでも候補者数がこれだけだった、そのときの定数がこうだったという客観的なデータだけを示しただけであります。それ以上の意図はありません。

〇委員【俵　鋼太郎君】　スケジュールの都合上、１週間という短い期間なのだけれど、これがぎりぎりのスケジュールなのですか。

〇委員長【加藤仁司君】　今、俵委員のほうで、スケジュールの部分なのですが、確かに今日協議して、これからまた、先ほど最初に言ったように、会派持ち帰りという案件が幾つかあります。これがこのあと１週間ぐらいの期間で皆さん各会派で協議できるか。こちらのほうも当初の部分では、次の委員会の開催日を考えると４月28日締切りでいかがかなとは思っていたのですが、各会派の皆さんの中で、やはり会派の皆さんが集まって協議をするには少し時間が足りないということでありましたら、５月に入ってからというスケジュールということも考えなければいけないなと思っております。

そこで、提案とさせていただくには、ゴールデンウイークがありますので、その後の５月12日が木曜日で13日が金曜日なのですが、この12日か13日を締切りという形にしてもいいかなと思っておりますが、決めてしまいましょうか。

ここで、日程を決めてしまいたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前１０時５２分　休憩

---

午前１０時５４分　再開

〇委員長【加藤仁司君】　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど俵委員のほうから、各調査票の締切りについての御意見がありました。調査票の締切りを５月16日月曜日の正午までということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長【加藤仁司君】　それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長【加藤仁司君】　それでは、質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

議員定数につきましては、過去の検討におきましても、複数回の協議を重ね、慎重に方向性を決定しております。正副委員長としましては、一度会派にお持ち帰りいただきまして、本日の委員会では、資料4-5の調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、

次回の本委員会から協議を始めたいと思います。今までの中で何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　意見もございませんので、これで終わります。

議員定数につきましては、資料4-5の調査票により、各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会からの協議を始めたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、資料4-5につきましては、先ほどの提出期限、４月28日となっておりますが、これを５月16日の月曜日と改めさせていただいて、事務局に御提出をいただきたいと思います。その後、事務局から、各会派の意見を取りまとめたものを委員の皆様に配付させていただくという段取りにしたいと思います。

以上で、検討項目についてのイ　議員定数についてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　次に、検討項目についてのウ　政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）を議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　　それでは、御説明をさせていただく前に、１点資料の訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

資料5-1の「４　県内19市における取扱状況」という表でございますが、現状の資料では上段がインターネット回線使用料、下段がコピー機リース代となってございますが、こちらは上段の数値がコピー機リース代のもので、下段の数値がインターネット回線使用料のものでございました。インターネット回線使用料とコピー機リース代、こちらの上下が逆でございました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは御説明させていただきます。資料5-1を御覧ください。

「１　諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「２　政務活動費の考え方」につきましては、政務活動費の手引きから抜粋したもので

ございます。手引きによりますと、按分の割合は、一部を除き、明確な定めは設けていないが、論理的に説明できることが必要であり、「携帯電話料金、ガソリン代、固定電話料金、事務所賃借料」以外の支出についても、活動の実態に合った、適切な按分が必要となってございます。

「３　按分の特例」につきましては、按分の定めのある携帯電話料金、ガソリン代、固定電話料金、事務所賃借料を記載してございます。そのうち、携帯電話料金とガソリン代におきましては、月額１万円が上限となってございます。

「４　県内19市における取扱状況」につきましては、資料5-1と併せて資料5-2も御覧ください。コピー機リース代につきましては、資料5-2左側の「コピー機リース代」の「支出可否」の欄に「〇」が付されている14市で支出が可能で、そのうち平塚市と厚木市の２市では按分の割合が定められてございます。逗子市、大和市、綾瀬市の３市では支出不可となってございます。三浦市と座間市の２市は、資料5-1では「その他」と計上してございます。

インターネット回線使用料につきましては、資料5-2右側の「インターネット接続料金（光回線・プロバイダなど）」の「支出可否」の欄に「〇」が付されている12市で支出が可能で、そのうち相模原市と厚木市の２市では按分の割合が定められてございます。茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、綾瀬市の５市では支出不可となってございます。三浦市と座間市の２市は、資料5-1では「その他」と計上してございます。

次に資料5-3を御覧ください。こちらは、本日、会派にお持ち帰りいただく際の調査票でございます。提出期限は、先ほどお話がありましたとおり、令和４年５月16日月曜日の正午とさせていただきたく思います。

説明は以上でございます。

〇委員長【加藤仁司君】　　　　　説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

〇委員【鈴木紀雄君】　　　　　余分なことなのですけれども、コピー機のリース代とありますが、現状、プリンターにコピー機能がついている機器がかなり普及しておって、コピー機をリースというのは実際どのくらいあるのかな。単純な質問なのですけれども、現実、どのくらいあるのかだけお聞かせいただければなと。

〇委員長【加藤仁司君】　　　　　今、鈴木委員のほうが最初に複合機の話をされましたけれど、複合機としてリースをしているところがどうなのか。ただ単に、単純にコピ

一機だけの部分でもリースをしているところがどのくらいあるか。今の小田原市議会の議員の中で、何人ぐらいいるのかということですね。

○委員【鈴木紀雄君】　そうです。

○総務係長【城所淳子君】　コピー機のリース代を収支報告のほうに計上されている方、令和２年度の交付分に関しては３件ありました。

以上でございます。

○委員【鈴木紀雄君】　現実に対象になる機器があるということなので、最近はないのかなと思ったものでお聞きしました。

以上です。

○委員【俵　鋼太郎君】　確認だけしておくけれど、今まで100％認めたということだよね。それを今回提案は50％にする、そういう意味合いで捉えていいわけですよね。

○書記【本多翔悟君】　これまでの取扱いと申しますか、現状の取扱いでございますが、按分の割合が定められておりますのは携帯電話料金、ガソリン代、固定電話料金、事務所賃借料でございまして、それ以外の支出につきましても、活動の実態に合った適切な按分が必要とされているものでございます。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　按分については議員に委ねられているということです。

○委員【俵　鋼太郎君】　聞いてもいいのかな。今までリース代を出している方は按分されているのか、されていないのか。

○総務係長【城所淳子君】　先ほど令和２年度の計上されている方、３件あったということなのですが、その中で実情に合わせて按分をされている方はいらっしゃいます。満額で出されている方もいらっしゃいますので、その辺は各議員の実情に合わせてということになっているようです。

以上でございます。

○委員【俵　鋼太郎君】　僕も基本的に経験があるのだけれど、事務所を持っている、事務所で借りている、自宅で持っている、自宅で借りている、これは多分状況がそれぞれ違うと思うのよ。これは意見になってしまうけれど、一律にどうこうという話ではないのかなという気もするのだけれど。ごめん、これは意見になってしまったからい

いです。ただ、調査票に書くにしても、自宅にある場合と事務所にある場合、インターネットにしてもこういったリース機器にしても多分使い方が違うと思うのよ。その辺を一律に考えるのはどうなのかなという考え方があるのだけれど、それも含めて調査票には書かせていただきます。

以上。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　調査票のほうに自宅用と事務所用と分けるか、それともあくまでも理由の部分にそこのところを書く側の方が分けて書いていただくかということで、後者でどうかなと思うのですけれど、俵委員、そのような感じでよろしいですか。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　現実的に僕は自宅にも事務所にもインターネットを入れていますよ。僕も面倒くさいから両方とも出してないのだけれど。リースも昔はリースでやっていたりしたのだけれど、それも面倒くさいから出していなかった。そういったことも含めて、きちんとした決めをしっかりつくるのもいいかもしれないけれど、みんなそれぞれケースが違うと思うのだよね。それに合わせて按分という考え方、これまた意見になってしまうのでいいです。分かりました。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　取りあえず意見等が質疑の部分でありましたけれど、ここについては調査票の理由、足らない場合はまた別紙でも構いませんので、それについては各会派の御意見を書いてきていただければと思います。

ほかに質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

この検討項目につきましては、正副委員長としましては、本日の本委員会での協議の上、一度会派にお持ち帰りをいただきまして、資料5-3の調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

そのような点も踏まえての協議をいただきたいのですが、各会派の皆さんで現時点において何か御意見ございますでしょうか。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　はっきり言って、自分もそうだけれど、コピー機、いわゆるプリンター、政務活動以外に使わないよ。入ってくるファックスも全部そちらの関係のファックスだし、複合機を持っているけれど、コピーだって、個人的な理由で使うコピーなどほとんどないぐらいだから、これは按分する必要があるのかなと思うのと、プ

リンターを買った場合、プリンターを買った費用はたしか100％計上できるのだよね。そうでいながらリース費だけ按分するというのが、その部分は理解に苦しむなというところはあります。インターネットについては、自宅でやっている方は、半分以上が個人的な理由かもしれないほうが逆に多いかなという感じもするので、これを50％というのはしようがないかなという感じがします。意見です。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　御意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、それぞれの会派の皆さん方については、資料5-3にあります調査票に基づいて、５月16日の月曜日正午までに事務局に提出をいただければと思います。

そして、次回、この調査票をいただいて各会派の意見を取りまとめて、次回の本委員会で方向性を決定したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　御異議もありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのウ　政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）を終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　１時間ほどたちましたけれど、あと二つぐらいの項目、一気にやってしまってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　それでは、次に、検討項目についてのキ　委員会におけるオンライン会議の導入についてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　それでは御説明させていただきます。資料6-1を御覧ください。

「１　諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「２　小田原市議会を取り巻く状況」につきましては、タブレット端末の導入に伴い、一定の環境が整ってくるなど、本市の取り巻く状況を記載してございます。導入の場合における留意点となってございます。そちらを記載してございます。

「３　オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結

果報告及び参考条例等」につきましては、全国市議会議長会が「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」で行った検討の結果報告等でございます。

太い矢印の上の部分でございますが、「今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まる」、「オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまでも例外的なものである上、地方自治法の改正によるものではないため、改正は時期尚早」との検討結果報告でございます。

太い矢印の下の部分でございますが、議論の結果、「今回は、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等の改正を行うことは見送る」、「仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、『標準』をベースに参考条例等を示す」とされてございます。

それでは、全国市議会議長会からお示しのあった参考条例等を御説明させていただきますので、資料6-2を御覧ください。下線部を中心に御説明させていただきます。

１ページ、２段目の「委員会の開催方法の特例」でございます。こちらを読み上げさせていただきます。第15条の２として、委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第１項の秘密会は、この限りではない。

第２項として、前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第３項として、前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第４項として、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めるとございます。こちらでは、オンライン開催はあくまでも特例であるということを示しているものでございます。

２ページにまいります。「委員長及び委員の除斥」、第18条第２項として、前項の委員長又は委員が、第15条の２第２項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長または委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

下段でございます。「出席説明の要求」、第21条第２項としまして、前項の規定により

出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

３ページでございます。こちらからは標準会議規則になります。

「公述人の決定」、第25条第３項としまして、公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

「代理人又は文書による意見の陳述」、第28条第２項として、前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

「参考人」、第29条第３項として、参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

同条第４項として、参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

４ページでございます。２段目の「出席委員に関する措置」でございます。第94条の２として、この章における出席委員には、法第109条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

「委員外議員の発言」、第117条第３項として、前２項の場合において、法第109条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

５ページでございます。「不在委員（不在議員）」、第129条のただし書として、ただし、法第109条第９項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

「紹介議員の委員会出席」、第142条第３項として、前項の場合において、法第109条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

最終、６ページでございます。下段でございます。「協議等の場の開催方法の特例」、第166条の２として、前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができるとございます。

続きまして、資料6-1にお戻りいただき、裏面を御覧ください。「４　委員会条例や会

議規則以外の留意点」につきましては、先ほどの参考条例等のほかに、全国市議会議長会からお示しのあったものでございまして、議会運営委員会などで協議し、要綱や申合せとして、あらかじめ定めておくことが適当とされてございます。具体的な事項としましては、開会の手順、出席確認、正副委員長の互選、表決方法等が挙げられてございます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】　　　　　説明は分かりました。そうしますと、令和４年２月に全国市議会議長会の議論の結果というのが示されていて、その後、令和２年４月30日付で総務省行政局行政課長通知が出されたということによって、最後の説明もお聞きしますと、全国市議会議長会としては、これは総務省行政局行政課長通知にのっとって今後行っていきたいという、こういう考えを示されているということでよいのかどうか確認したいと思います。それが１点。

それと、オンライン会議の導入ということは、発想はいいと思うのですけれど、大規模災害が起きた場合を考えますと、要するに通信の状態もふくそう状態になると思うのですよね。つまり、一度にあちこちから通信要求が高まっていきますと、通信が成立しにくくなるのではないかと想像するのです。その点をどのようにお考えになっておられるのかなと思うのです。

それから、提案理由のところに「参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときは」ということになっているのですが、基本的には、私としては、参集が困難である場合のみなのかなというふうにも捉えているのですけれど、参集が困難である場合などの「など」とは、どういう場合を想定していらっしゃるのか、これを御確認したいと思います。

以上です。

○書記【本多翔悟君】　　　　　１点目の質問でございます。全国市議会議長会の今後の所見といいますかお考えというところだと思いますが、こちらにつきまして、現在お示しになられていらっしゃるところは、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等の改正を行うことは見送るということでございます。ただし、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要が高まったりですとか、未知の感染症ですとか、そういったものが広まってくる可能性もございますので、そういった場合に備えて参考の条例等のお示しがあ

りまして、そちらに基づいて対応する自治体におかれましては、所々必要な準備を進めることが可能というような状況でお示しがあったものでございます。

２点目の災害時に通信ができるか否かというところでございますが、こちらは田中委員のおっしゃるとおり、確かに大災害によりましてインフラが重大な被害を受けてしまいますと、通信ができる、できないという、どちらの場合にも陥る可能性は十分にあると考えてございます。また、そもそも会議が開催できる、できないという状況も考えられるものでございます。

３点目の提案理由の「参集が困難である場合など」の、その「など」についての御質問でございます。こちらは明確なお答えができない状況ではあるのですが、その他、ほかに現状では考えられないような原因があった場合に、それが特に必要があると認めるというときにはという意味で「など」とされているものであると捉えさせていただいてございます。

以上でございます。

○委員【楊　隆子君】　　　　　　　　以前、委員会で、委員会は招集しなければいけないのですけれども、すぐに決まる内容で、でもコロナ禍という中で、こういうときにオンラインでできないものなのかなと思ったことがありましたので、開催方法の特例とかいろいろこの中で、パンデミックみたいなときとか、それから災害時に、必要だと思ったときには行うということは、これからやはり必要なことではないかなと思いました。

その中で、この「委員会の開催方法の特例」の中で、第15条の２の中で「委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延」とあるのですけれど、新型コロナウイルスに限らず、これからいろいろなウイルスが出てくるかもわからないのですけれど、どこかその広がった状況というものの基準みたいな、例えば緊急事態宣言が出たらとか、何か基準みたいなものを、もしこれを行うとしたら定める必要があるかなと思うのですけれど、その点についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　　　ただいまの楊委員の御発言のとおり、条例や規則以外に、そういった定めといいますかルールのようなものも定める必要がございます。そういったものを定めることに関しましては、例えば議会運営委員会などで協議をしていただきまして、要綱ですとか申合せといったようなものでルールを定めることが必要と考えてございます。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　それでは、質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

この検討項目につきましては、重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づいて、準備を進めるか否かを決定するものであります。

つきましては、正副委員長としましては、本日の本委員会で協議をし、そして方向性を決定したいと考えております。そのような点も踏まえまして、御協議をいただければと思います。

協議に入らせていただきます。

委員会におけるオンライン会議の導入については、どのように考えるか、御意見を伺いたいと思います。

あくまでも準備を進めるか否かというところを協議してもらいたいということであります。

○委員【俵　鋼太郎君】　　　　　　　こういった状況下において準備を進めておくことは、僕は重要だと思っています。災害時に限らず、もしかしたら本当にいきなりロックダウンになるかもしれないし、そういったときに市議会が動かないというのを避けるためにも、準備をやっていくのは当然の心構えかなと思っておりますので、うちの会派としては賛成です。

○委員【楊　隆子君】　　　　　　　本当にいざというときに必要なことであると思います。そういうことが起こってほしくはないのですけれど、やはり備えということは大事だと思いますので、賛成です。進めていただきたいと思います。

○委員【鈴木紀雄君】　　　　　　　私どももやはり必要なことかなと思っております。新型コロナウイルス感染症に限らず、災害、そのほか個人的な理由によって出席できないような場合も、オンラインであれば参加することができるということがあれば、そういう方法も取ってもいいのかなと思っておりますので、検討することは賛成させていただきます。よろしくお願いします。

○委員【篠原　弘君】　　　　　　　私どもは提案会派でございますので、準備を進めるということでお願いしたいと思っています。

○委員【田中利恵子君】　　　　　　私どもといたしましては、ひとまず時期尚早とい

うことで、これは準備を進めないと考えております。先ほど、少し意見なるものを申し上げたつもりですが、大規模災害の場合、本当にふくそう状態になるということは十分あり得るのです。そんな中でオンライン会議の導入ということは、なかなかこれができるという確信が持てないでいます。それから、全国市議会議長会も、時期尚早というようなことも今まで言われておりますので、そうしたことも加味して、時期尚早ということをひとまず考えております。

以上です。

○副委員長【安藤裕子君】　　　　　準備を進めるという方向性には賛成なのですが、その準備の段階で様々な課題が出てくると思うのです。例えば今、田中委員がおっしゃられたように、大規模災害がこの近辺で起きた場合、本当に通信のほうがどうなるのか、それからそういう場合に例えば通常の常任委員会などをそれでも開催するのかとか、すぐに災害対応ということで議会が移行しなければいけないというような事態も起きてくると思うのです。それから、課題として考えられるのが、資料6-1の２ページの一番下にあるのですけれど、傍聴についてのことなのです。議員の傍聴、それから一般市民の傍聴にこのオンライン会議がどのように対応できるのかとか、そういう課題もあると思います。そういう課題を整理するということの準備というもので進めていただきたいというふうには思っております。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　各会派の皆さんの御意見の中では、準備を進めるという会派が５名、準備を進めないという会派が１名ということであります。

いろいろ皆さんからも御意見をいただきましたが、この検討項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本日の本委員会で方向性を決定したいと思いますので、田中委員におかれましては、お一人、準備しないということでありますけれども、準備するという方向にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員【田中利恵子君】　　　　　大勢順応と申し上げたいところなのですが、私どもとしては準備を進めないということにしたいと思います。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　それでは、お一人、準備を進めないということでありますけれども、大勢が準備をするということでございますので、それでは、検討項目についてのキ　委員会におけるオンライン会議の導入についてにつきましては、重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を

開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めることとして中間答申することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのキ　委員会におけるオンライン会議の導入についてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　次に、検討項目についてのク　予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方についてを議題といたします。

書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】　それでは御説明させていただきます。資料7-1を御覧ください。

「１　諮問事項の概要」につきましては、提案理由と概要説明を記載したものでございます。

「２　予算特別委員会及び決算特別委員会の運用に係る規定」につきましては、左側に「当初予算等の審査方法の運用について」、右側に「決算認定案等の審査方法の運用について」を記載してございます。それぞれ上段が「通告」に関する規定、下段が「現地視察（現地査察）」に関する規定でございます。予算特別委員会では、通告締切りは現地視察（予定）日の午後３時、現地視察は「都度協議」となっておりまして、規定上、現地視察は「任意」でございます。決算特別委員会では、通告締切りは現地査察日の午後３時、現地査察は「実施」となっておりまして、規定上、現地査察は「必須」でございます。

次に、資料7-2を御覧ください。県内各市における現地視察・現地査察の実施状況でございます。現地視察及び現地査察を実施している市は、県内19市中、南足柄市と本市の２市のみとなってございます。

表中の※１～３を御説明させていただきます。

※１は当初予算審査の平塚市ですが、付託された各常任委員会では実施しておりませんが、別に行う予算説明会では実施している状況でございます。

※２は決算認定審査の横浜市ですが、実施は可能でございますが、平成18年度決算特別委員会以降、現地視察の実績なしとのことでございます。

※３は決算認定審査の三浦市ですが、必要に応じて、実施は可能とのことでございます。

次に、資料7-3を御覧ください。本市の現地視察と現地査察の実施状況を、令和４年から過去に遡る形で平成14年まで記載してございます。御参考までに御用意をさせていただきました。

次に、資料7-4を御覧ください。こちらは、本日、会派にお持ち帰りいただく際の調査票でございます。提出期限は令和４年５月16日月曜日の正午とさせていただきたく存じます。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　説明が終わりました。

質疑があります方は挙手を願います。

○委員【田中利恵子君】　　　　　　県内各市の状況は分かりましたけれど、予算、決算における現地視察（現地査察）をしない理由というのはどんなふうになっているのかお伺いします。

○議事調査担当課長【髙橋洋子君】　　理由というところですけれども、特に個別にということではないのですが、基本的には、その視察に行く理由というところは理由があれば行くというところ、委員派遣というところで、理由があれば行くというところですので、その必要性、理由がないというところで実施されていないというふうに、それぞれ認識するところでございます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　それでは、質疑も尽きましたので、質疑を終わります。

この検討項目につきましては、他の項目と同様に一度会派にお持ち帰りをいただいて、資料7-4の調査票、これは日程が印刷してありますので、また改めてお配りしますが、その調査票により、現時点での各会派の意見を取りまとめ、そして次回の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

そのような点も踏まえまして、協議に入りたいと思います。何か御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　御意見もありませんので、これで終わります。

それでは、この検討項目につきましては、資料7-4の調査票により、各会派の意見を取

りまとめ、次回の本委員会で方向性を決定するということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

資料7-4の調査票を５月16日の月曜日の正午までに事務局に御提出ください。その後、事務局から、各会派の意見を取りまとめたものを委員の皆様に配付をいたします。

以上で、検討項目についてのク　予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方についてを終わります。

---

○委員長【加藤仁司君】　次に、協議事項の（４）次回の開催日程についてを議題といたします。

次回の本委員会では、検討項目１、２、９から11及び14の協議、本日、調査票を配付させていただきました検討項目６及び13の方向性の決定、そして、中間答申すべき検討項目の抽出を予定しております。

資料２でお示しをさせていただきましたとおり、５月中旬から下旬で委員会のほうは開催したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　御異議ないものと認めます。よって、次回の委員会開催については、５月中旬から下旬ということにさせていただきます。

それでは、具体的な日程調整のため、暫時休憩いたします。

午前１１時３５分　　休憩

---

午前１１時３６分　　再開

○委員長【加藤仁司君】　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次回の開催につきましては、５月26日木曜日の午後１時30分ということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】　それでは、次回の開催については、５月26日木曜日の午後１時30分からといたします。

○委員【鈴木紀雄君】　陳情の取扱いについては。

○書記【本多翔悟君】　　　　　　　　諮問事項の14、陳情の取扱いにつきましては、次回の本委員会から協議をしていただきたく存じます。今日はなしでございます。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　　検討項目には書いてありましたけれども、これは次回ということにさせていただきます。

---

○委員長【加藤仁司君】　　　　　　　　それでは、本日の議題につきましては全て終了しましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時３７分　　　　　　散会

---

議会改革検討委員長

議会改革検討委員会提出事項（令和４年４月21日）

１　協議事項

（１）諮問事項の取扱い等について

（２）今後のスケジュール（案）について

（３）検討項目について

ア　議員提案政策条例の体制づくりについて

イ　議員定数について

ウ　政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

エ　全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

オ　常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

カ　常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

キ　委員会におけるオンライン会議の導入について

ク　予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

ケ　陳情の取扱いについて

（４）次回の開催日程について